

平成30年

区民委員会会議録

とき 平成30年1月22日

品川区議会

平成30年 品川区議会区民委員会

日 時 平成30年 1 月22日（月） 午後 1 時00分～午後 2 時43分

場 所 品川区議会 議会棟 5階 第3 委員会室

出席委員 委員長 本 多 健 信 君 副委員長 塚本 よしひろ 君
委員 渡 辺 裕 一 君 委員 中 塚 亮 君
委員 木 村 けんご 君 委員 藤 原 正 則 君

欠席委員 委員 田 中 さやか 君

出席説明員 堀 越 地 域 振 興 部 長 伊 崎 地 域 活 動 課 長
遠 藤 協 働 ・ 国 際 担 当 課 長 菅 生 活 安 全 担 当 課 長
提 坂 戸 籍 住 民 課 長 山 崎 商 業 ・ も の づ く り 課 長
安 藤 文 化 ス ポ ー ツ 振 興 部 長 鈴 木 文 化 観 光 課 長
小 川 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 課 長

○午後1時00分開会

○本多委員長

ただいまから区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察の報告書について、およびその他と進めてまいります。

なお、田中委員より、本日欠席の旨の申し出がございました。また、スポーツ推進課長が欠席との報告を受けておりますので、合わせてご報告いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 荏原第四区民集会所の4月からの利用について

○本多委員長

初めに、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1)荏原第四区民集会所の4月からの利用についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊崎地域活動課長

それでは、荏原第四区民集会所の4月からの利用についてご報告をいたします。お配りしました資料をご覧ください。

荏原第四区民集会所は、荏原区民センターと隣接をしております、その改修工事につきましては、平成29年4月の区民委員会でご報告したところでございます。その改修工事が平成30年3月で完了いたしまして、4月1日から区民集会所の利用が再開となります。これに伴いまして、2月1日から施設予約システムによる一般受付を再開いたします。

集会所の概要につきましては、表のとおりでございます。第1集会所から第3集会所については、使用料の変更は行いませんが、定員は椅子の数と畳の数に見合うように変更をしております。3階に新しく第4集会室を新設いたします。この第4集会室は、面積が約34㎡、定員が20名で、防音設備を行いまして、カラオケが使用できるようになっております。そのため、八潮区民集会所音楽室と同等の使用料を設定いたしました。なお、カラオケセットは備品として、1式1回1,700円の料金で貸出しをいたします。

周知方法でございますけれども、広報しながわへは3月21日号に記載いたしまして、区のホームページは、予約の関係がありますので、2月1日に掲載をいたします。荏原第四地域センターでの掲示も、本日のこの委員会での報告を終えまして、行います。ただし、施設予約システムは、もう既にご案内をしております、1月17日からご案内をしているところでございます。なお、町会長会議では1月にご案内をしたところでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

無事、改修工事が終わったということで、幾つか要望として挙がっていた、トイレの改修、プロジェクターやスクリーン、マイクについてはどのように改善されたのかをお伺いしたいと思います。

いずれにしても、今後また新しい仕様になった区民集会所になりますので、住民から様々な要望が寄せられるかと思えますけれども、それについても真摯に対応していただきたいと思えます、その点についてもお伺いします。

○伊崎地域活動課長

まず、トイレでございますけれども、3階は新たに設置をするもので、1階から3階まで使いやすい洋式のトイレを入れてございます。

プロジェクターとスクリーンは、2階の第1・第2の集会室のご指摘かと受けとめますが、第1・第2の集会室は、間のパーテーションを開いて1室として使えるようになっておりますので、これまでどおり、第1集会室にプロジェクターとスクリーンを設置したところでございます。なお、マイクにつきましては持ち運びができますので、いずれの集会室でもお使いいただけることとなります。

あと、今回、4月にオープンいたしますので、また再開をしましてから、ご利用者の方の声もお聞きしながら改善できるところは改善していきたいと考えております。

○中塚委員

今回、カラオケが使用できる防音設備が導入されるということで、まだオープン前ですが、とても住民の皆さんに喜ばれるのではないかと考えているのですが、今後、区民集会所の大規模改修にあわせて、カラオケができる防音設備の方向性について、何かお考えがあるのか。順次、改修工事が進んでいるので、地域センターごとによって形も規模も違うので、一定いろいろ条件はあるとは思いますが、今後こういう条件が合えば、カラオケが使用できる防音設備を進めていく方向があるのか、どうしてお考えなのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○伊崎地域活動課長

今回の荏原第四区民集会所のカラオケにつきましては、シルバーセンターなどがすぐ近くにないないということもありまして、地域の方のご要望がございましたので、設置をしたものでございます。他の区民集会所につきましては、まだ大規模な改修計画が具体的ではございませんので、今ここではっきりと申し上げるのは難しいですが、同じように地域の方のご要望を聞きながら、あとは立地や施設など、いろいろな状況もございますので、そういったことを勘案しながら対応していきたいと考えております。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ほかになれば、本件を終了いたします。

(2) 交流都市地方物産展の開催について

○本多委員長

次に、(2)交流都市地方物産展の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊崎地域活動課長

それでは、交流都市地方物産展についてご報告をいたします。

この交流都市地方物産展は、昨年度に続き、2回目となります。特別区の全国連携プロジェクトの一環として、品川区との交流がある自治体に呼びかけて開催をいたします。

市町村交流協定や災害協定を結んでいる自治体のほか、観光や産業イベントでの交流のある自治体の特産品や観光名所などを広くPRするとともに、区民の方にも全国各地の味を楽しんでいただこうと

思っております。

品川区と全国各地域が力を合わせて、経済の活性化や人と人との交流を通して、まちの元気につながる取組みを推進し、地方創生への協力・貢献を行うという目標も持っております。

開催日時でございますが、平成30年2月15日（木）～20日（火）まで、時間は10時～19時、最終日は18時までです。場所はイオンスタイル品川シーサイド、地下1階の催事スペースになります。ブース数は、最大14ブースで予定しております。

3番に出店自治体がございます。記載のとおりでございます。10県の14自治体を現在のところ予定しております。

周知方法でございますが、区の広報紙の2月1日号に掲載をいたしますほか、ポスター、チラシなどでPRをしていきます。そのほかホームページの掲載などを考えております。

その他でございますように、集客としまして、区の観光大使のシナモロールや参加自治体のご当地キャラクターを活用した集客イベントなどを予定しております。こちらの日程は今調整中でございます。

予算は300万円でございます。運營業務委託費とポスター・チラシ作成委託費となっております。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

交流都市地方物産展そのものを否定するつもりはないのですけれども、どのぐらいの効果と見ているのかをお伺いしたいと思います。前回、実施をされて、まちの元気につながる取組みがどう進み、地方創生への協力・貢献にどのような効果があったのか、区の評価を伺いたいと思います。

300万円という予算を使っていますので、このあり方はどうなのかという思いは、正直、持っていますので、効果についてお伺いしたいと思います。

○伊崎地域活動課長

前回、昨年度、初めて実施をいたしまして、昨年度も多く自治体の方に参加をしていただきました。具体的に、これをやったからといって定量的な効果がどのくらい出たかということは計測が難しいところでございますが、参加なさった方々からは、品川区の方にPRができたことを大変喜んでいただいて、こういうところでの、こういうPRの仕方もあることを実感したというお声をいただいております。また、それを通じて、お買い求めになった方も、その市町村に興味を持っていただけたと思っております。

先ほどご報告しそびれたのですが、こちらの経費につきましては、東京都からの観光まちづくり推進支援事業補助金という補助金で125万円ほどの補助をいただく予定となっております。また、秋にありました千葉県物産展フェアは、区長会から全額補助をいただいておりますので、こういった形で全国的に、また、東京都も挙げて、都あるいは23区と全国の市町村との交流を進めるというところでは、その一端を担えたと自負しております。

○中塚委員

実施している側はそういうご意見なのかと思うのですけれども、出店している自治体の皆さんからは、どんなご意見や意義、声が上がっているのか。もちろん自治体間が交流をしたり、それぞれの自治体の魅力を東京で紹介するという自体は大事な役割はあるとは思いつつも、こういうあり方はどうなのだろうというのがひっかかっている部分があるので、出店自治体からどういうご意見、ご要望がというのを最後に伺いたいと思います。

○伊崎地域活動課長

昨年度、出店していただきました自治体の方は、多くがまた今年度も参加したいということで、手を挙げて、参加してくださっています。先ほども申し上げましたが、なかなか都会の品川区の皆様が集まるところで、物品を売ってPRができる機会が少ないということで、大変感謝をさせていただきます。千葉県物産展はかなり売上げも上がったということで、そういった点でも感謝をいただいているところでございます。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ほかはないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 「地域でつながる みんなの暮らし展2018」の開催について

○本多委員長

次に、(3)「地域でつながる みんなの暮らし展2018」の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○遠藤協働・国際担当課長

それでは、私から「地域でつながる みんなの暮らし展2018」の開催につきましてご説明させていただきます。

こちらの事業でございますが、昨年度まで品川区消費生活・社会貢献活動展として実施してきたもので、今回から実行委員会で検討を重ねまして、事業名を新たに「地域でつながる みんなの暮らし展2018」として開催するものでございます。

それでは、1. 概要についてご説明いたします。区内で社会貢献活動を行っている団体および消費者団体について、展示などによりまして、社会貢献活動につきまして団体が広く区民の方に紹介、イベントなどを通じ、情報交換、出会いの場をつくり、啓発を実施するものでございます。また、消費者団体につきましては、消費生活意識の向上と啓発を行うものでございます。

次に、2. 開催日時でございます。平成30年2月24日（土）および25日（日）の両日とも午前10時から午後4時まで予定しているものでございます。

3. 開催場所でございますが、きゅりあん7階のイベントホールをメインホールとしまして、あと調理講習室を使いまして、実施する予定でございます。

それから、詳細につきまして、別紙といたしまして、チラシを添付させていただいております。そちらをご覧くださいければと思います。表面が実施の概要となっております、イベントのスケジュールなどにつきましては中面となっております。左面が24日、右面が25日で掲載してございます。

7階のイベントホールが主たる会場となっております、出店をしてございます。そちらには舞台なども設けまして、各ステージも展開する予定となっております。

こちらのチラシの最後のページに、当日、出店される団体を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

チラシは以上になります。再びお戻りいただきまして、6. 主催と7. 予算についてですが、こちらは記載のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

また、こちらの周知についてですが、2月1日号の広報しながら、ホームページ等、あと駅前のポスターなども通じまして周知を行う予定でございます。

ぜひ、お時間がございましたら、ご来場をお待ちしておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願ひます。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了いたします。

(4) 「品川区サイバーセキュリティに関する協定」の締結について

○本多委員長

次に、(4) 「品川区サイバーセキュリティに関する協定」の締結についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願ひます。

○菅生活安全担当課長

私から「品川区サイバーセキュリティに関する協定」の締結につきましてご報告させていただきます。

まず、この協定は、品川区民および区内に所在する中小企業に対して、サイバーセキュリティに関する意識の向上を図ること、そして、区民等へのサイバー犯罪、サイバー攻撃による被害防止を図るために、産官学が相互に連携して取り組むことを目的としております。

協定の内容は、品川区、東京商工会議所品川支部、東京都立産業技術高等専門学校および区内4警察署において協定を締結し、サイバーセキュリティに関して、それぞれの役割を明確化するとともに、情報の共有化を図るなど、相互の連携を強化するものです。

協定の締結に至った経緯ですが、平成28年4月に東京都や警視庁、研究機関等による東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク、通称Tcyss（ティーサイズ）と呼んでいますけれども、これが設立されまして、中小企業に対する支援を推進しているところなのですが、地域単位で、よりきめ細かな支援が必要であるとの考えから、警察や東京商工会議所から協定締結の強い要請を受けまして、関係機関が連携を強化して取り組むこととなりました。

なお、都内では、本日現在、19の自治体が同様の協定を締結しておりますけれども、品川区での産官学によります協力体制による協定は都内で初めてとなります。

協定の調印式は2月9日（金）午前11時から、区長をはじめ各機関の代表者が出席して、第2委員会室においてとり行う予定となっております。

次に、裏面をご覧くださいますと、協定のイメージを記載しております。サイバー空間においては、企業や個人を標的としました、様々な犯罪や攻撃といった脅威が存在しております。こうした脅威から区民や中小企業を守るために協定を締結するものでございます。

協定で定める各機関の取組み事項としましては、広報啓発活動、セミナーの開催、情報発信活動、その他必要な対応の4点となります。品川区としましては、区民等の意識向上のために、例えば庁舎等にポスターを掲示する広報啓発活動のほか、区の施設をセミナー開催場所として提供したり、サイバー犯罪等の被害防止に向けて、広報媒体を通じた情報発信活動などを各機関と相互に連携しながら行ってまいります。

最後に、本協定に基づく最初の取組みとしまして、調印式が行われます2月9日午後6時30分から、都立産業技術高専におきまして、警察の指導のもと、中小企業事業所を対象とした実機訓練を行う予定

です。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

社会的にも決して許されないサイバー犯罪、攻撃も含めて、それに対応していくことは、そういう必要がある社会になってきたと感じるのですけれども、お伺いしたいのは、都内で初ということもありますが、区内中小企業の被害の実態や状況です。今回、協定締結に至った動機、その実態について伺いたいと思います。

○菅生活安全担当課長

まず、被害の実態なのですけれども、実際に中小企業がどのぐらい被害に遭っているかというのは、私どもの手元に正確な数字はございません。なぜ中小企業を対象として、そういう対策をしようという話になったのかといいますと、やはり中小企業というのは、大企業と違いまして、サイバーセキュリティに対していろいろな対策を打つだけの、人的にも経済的にも非常に余裕がない状況がございます。そうしたことで、東京都を中心として、先ほどもお話ししましたTcyssというネットワーク、こちらは平成28年にできておりますけれども、こういういろいろな関係機関が連携しながら、中小企業をサポートしていこうというのが当初の考えでございます。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(5) 目黒サービスコーナーの開設および運営について

○本多委員長

次に、(5)目黒サービスコーナーの開設および運営についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○提坂戸籍住民課長

私からは、目黒サービスコーナーの開設および運営についてご説明をいたします。

目黒サービスコーナーの開設につきましては、昨年2月の区民委員会でもご説明させていただいておりますが、詳細が固まりましたので、改めてご説明させていただくものです。

こちらのサービスコーナーは、さらなる区民サービスの向上を目的といたしまして、大井町、武蔵小山のサービスコーナーに続いて、3番目のサービスコーナーとして開設するものでございます。

まず、お手元の資料、1の施設概要と2の面積でございます。施設名称は目黒サービスコーナー、所在地は目黒駅東口の上大崎3-1-1、目黒駅前の再開発事業で竣工しました目黒セントラルスクエアA棟1階で、面積は111.34㎡でございます。

見づらくて恐縮でございますけれども、裏面に配置図と平面図を載せさせていただきました。位置関係で言いますと、左上の配置図の左側が目黒通り、下側にJRが通っている形でございます。なお、施設の名称につきましては、目黒区の施設と混同されないように、看板等には品川区目黒サービスコーナーと明記させていただきます。

次に、3の開設日時は平成30年4月7日（土）午前10時、4の開所時間は大井町と武蔵小山の

サービスコーナーと同じく、記載のとおりとさせていただきます。また、5の取扱業務も同じく、戸籍・住民基本台帳に係る本人等請求による証明交付、印鑑証明書の交付、図書取次ぎ業務を行います。

次に、6の運営方法につきましては、大井町サービスコーナーと同様に、効率的運営と民間企業の専門能力活用による接遇等のサービス向上を図るため、民間事業者に委託を行います。事業者については、簡易型総合評価方式により決定いたします。また、区の職員は、作成された証明書の内容の検認、窓口において疑義が生じた際の聴聞等を行います。

7の平成30年度の予算額につきましては、委託料として2,797万3,000円、運営経費として695万4,000円を計上しております。

最後に、8の今後のスケジュールでございますが、今月末に簡易型総合評価方式により事業者を決定いたしまして、4月7日に開設いたします。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

大井町サービスコーナーに続き、目黒サービスコーナーの開設ということですが、初めに業務を民間業者に委託することはやめるべきだと思っております。窓口での専門的な対応、さらには個人情報の保護、住民の立場から考えて、これは区が直営でやるべきだと思います。

その上で伺いたいのですけれども、効率的な運営とありますけれども、年間で幾ら効率的になるのか、何が効率的になるのか、その点を伺いたいと思います。

そして、民間企業の専門的能力活用による接遇等をサービス向上と言っておりますけれども、専門能力とは何を指しているのか。私は、区の職員の窓口対応も、丁寧に日々、業務をされていると思うのですけれども、それにも勝るといえるのは何を指しているのか、その点も伺いたいと思います。

○提坂戸籍住民課長

効率的運営と申しましたのは、単にコストではなくて、事務の流れ、事務の作業を効率的にやっていたかどうかということで、民間事業者に委託するものでございます。

民間企業の専門能力の活用ということは、前にも申し上げたことはあるのですけれども、民間事業者の他自治体での証明交付の発行ですとか、旅券の申請受付ですとか、電話案内、登記所の登記簿謄本の作成交付とか、建設業の許可の申請受付、そういうノウハウを持った業者が複数社いると思いますので、そういうところをお願いしたいということ。

あと、多言語対応ということで、どうすれば外国人のお客様にもスムーズなご案内ができるかということで、英語を話せるスタッフの配置に努めますとか、外国語の案内ボードを作成するとか、そういう区ではなかなかアイデアが思い浮かばない部分を民間企業にお願いするものでございます。

○中塚委員

まず、単にコストではなく、事務の流れとのご説明がありましたが、つまりはコスト減にはならないということなのか、その点を伺いたいと思います。

その意味もかかわって、大井町サービスコーナーでは、予算ではなく決算で見ると、この民間事業者に委託することで、今までの金額から年間いくらに変わったのか、その点についても伺いたいと思います。

また、事務の流れですけれども、今まで区の職員のとときは直接対応できたものが、民間事業者になる

と受付と交付が一段階増えると思うのです。その意味でも、事務の流れはむしろ複雑化し、ひいては住民サービスの向上にはつながっていかないと考えられますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○提坂戸籍住民課長

目黒サービスコーナーにつきましては、新規施設ということで、単純にコストについては純増になるのでございますけれども、なるべく区の職員を配置する数を抑えることによって、浮いた職員をほかの職場に配置することで、総合的にコスト減になると考えてございます。

あと、大井町サービスコーナーについては、平成29年度、今年度に始まった事業でございますけれども、まだ決算は出ておりませんので、今は詳細にお答えしかねます。

それから、受付と交付の行程については、従前と基本的に変わるところはございません。受付、作成をして、最終的に交付をする事業者の方、検認をする職員、疑義があったときに対応する区の職員、それぞれ時間の短縮に努めて、お客様をなるべく待たせないような方法を大井町サービスコーナーでは努めてございますけれども、目黒サービスコーナーでも同様にそういう形で努めたいと考えてございます。

○中塚委員

今のご説明でも、コスト減についても、また事務の流れについても、一層、複雑化するだけであって、私はこの業務を民間事業者へ委託するというのはやはりやめるべきだと思います。

最後に、個人情報について、関連して1点伺いたいのですけれども、4月21日の区民委員会の際に、情報漏えいの問題が報告されて、私が原因について質問したところ、失念したというご答弁がありました。改めて、なぜ失念してしまったのか。対策も聞いておりますけれども、今回の大井町について、目黒での民間事業者へ委託をすることになるわけですが、同じことが繰り返されない対策というのは、どう具体化されているのか、改めて伺いたいと思います。

○提坂戸籍住民課長

4月にご報告した漏えいの件につきましては、正式なDV支援が出ていない方について、情報が漏れてしまったということでございますけれども、住民票上、夫と妻が同一世帯の方で、そこら辺の認識を職員が失念してしまって、窓口に来られた方の運転免許証等で本人確認をした上でそれを出してしまったという案件でございます。

今後、そういうことがないように、必ず画面上にメッセージが出るようにしてございますけれども、責任ある立場以外の者でしか出せない仕組みになっておりますので、サービスコーナーでは、基本的にはご本人と同一世帯、同一戸籍の方でしかお出しできない形にはなっておりますが、より厳格に審査をしていただいて、もし出せないものについてはお出しできないということで、きっぱりとお断りする形をとらせていただきたいと思います。

○中塚委員

民間委託になった場合、窓口で受け付けた民間の職員と、その書類の報告に基づいて交付をする区の職員、こういう形になるわけです。結果として、交付をする区の職員は、直接、窓口の対応をすることにはなりませんので、その点で、同一世帯にありながら、DVの関係で区に相談をしている状況が、民間事業者へ委託をすると、窓口での対応と交付での対応に齟齬が生まれる仕組みが発生することはないのかと思うのです。ですので、今回の情報漏えいをどのように教訓化し、そして、それがこの業務の民間事業者への委託で、仕組み上、なぜ防げるとなるのか、そこをご説明いただきたいと思います。

○提坂戸籍住民課長

サービスコーナーにおきましては、そのような画面が出た場合は疑義が生じたということで、すぐに

区の職員に代わって、当然、聴聞等を行って、お出しできない分についてはお出しできないとお断りする形をとります。今回の教訓を踏まえまして、サービスコーナーと本庁舎と各地域センターでも、しっかりと個人情報の保護に努めてまいりたいと思います。

○中塚委員

先ほどから疑義が生じたというご説明がありますけれども、それは窓口で受付をした民間の職員がそう思って、初めて区の職員につなげるわけです。つまり、第一義的に窓口の民間の職員の方が疑義に思わなければスルーしてしまう、そういう仕組みが民間事業者への委託という形で起きてしまうのではないかと思います。それは皆さん、公務員であろうと民間の方であろうとプロ意識を持って仕事をしていることは、私はそう思いますけれども、ただ、様々な公務員として仕事のスキルを持ってきたからこそ、住民の方は信頼して、自分の個人情報を申請したり、もらったりするのだと思うのです。疑義が生じた、その判断は民間事業者の窓口ということでよいのか、そこで疑義が判断できなければスルーしてしまう仕組み上の盲点がそこにあるのではないかと、この2点を最後に伺いたいと思います。改めて、こうした民間事業者への委託は、私はやめるべきだと思います。

○提坂戸籍住民課長

最初に申請をお受けして、運転免許証やパスポートで身分確認をさせていただいた上で、画面を開けた段階で、とにかくメッセージが出た場合には、即、そこで事業者に判断していただかないで、すぐに区の職員に代わる形でございます。それは区の窓口でも、区の職員が最初、一義的に窓口対応をするわけですが、その画面のメッセージを見た場合、自分で判断できなければ、ほかの職員に代わってよく確認しているということなので、状況的には全く同じこととございまして、誤って情報漏えいをするということは決して今後はないと考えてございます。

○藤原委員

本人確認は免許証とかパスポートですということですが、窓口に行って、免許証を提出すると、こういう丸い、あれは光なのですか、免許証を置いて調べます。パスポートを持ってきたときに、目視で本物か本物ではないか、調べているのかどうかわかりませんが、免許証と同じようにパスポートもそういう機械的な、本物か本物ではないか、いわゆる偽物かと。私はパスポートで本人確認したことはないですから、目視ではなくて機械等でやる方法というのはあるのでしょうか。

○提坂戸籍住民課長

ご本人確認できる顔写真付きの官公庁発行の証明書としては、運転免許証、パスポート、あと、今こちらで一生懸命普及を図っておりますマイナンバーカード等でございますけれども、最初に確認させていただいているのは運転免許証で、マイナンバーカードやパスポートについては、その辺を確認する機械は導入していませんので、その辺はご本人様と顔写真で確認するしかないのが実情でございます。それは民間委託でも直営でも同じこととございますけれども、その辺はしっかりと今後も確認をしてまいりたいと思います。

○藤原委員

もちろんパスポートには写真がついていますけれども、それだけで確認をするのは、もう去年、具体的にパスポートで確認をしてという形で、たしか品川区でも、それでいろいろ書類を出してしまっというような案件があった気がするのです。そういうふうには実例が出た以上は、今、マイナンバーカードというお話も出ましたが、免許証だけはやる、パスポートとマイナンバーカードは目視でというのはどうしてかと私は思うのです、免許証はやるわけですから。その辺は、行政ですから、しっかりきちんと

やっではないと、また問題意識を持って対応していかないといけないと思うのです。またあることを望んでいないし、あつてはいけないことですが、またパスポートでと出たときに、過去のことを全然活かしていない形になってしまうではないですか。行政ですから。その辺についてはいかがですか。

○提坂戸籍住民課長

パスポートにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、運転免許証のように透かしを確認することはできませんが、角度を変えると透かしみたいなのが見える部分があると、ただ、それがなかなか判別しにくいというのが事実でございます。その辺は十分に、個別によく確認させていただきたいと考えております。

○藤原委員

そういうテクニックが、半分ぐらいこうやると透かしのような効果が出てくるという、そういう事実があるのは知らなかったもので、こういう質問をしてしまったのです。そうしましたら、民であっても官であっても、対面でやる職員の方は大体わかっているわけですね。パスポートは半分にして、そうすると透かしみたいになるということは、職員の皆さんはわかっているということですね。

○提坂戸籍住民課長

十分、職員は認識しているはずでございますけれども、再認識してもらうためにも、もう一回周知徹底を図ってまいります。

○塚本副委員長

簡易型総合評価方式により決定ということで、1月末には事業者が決定されるスケジュールですが、先ほどご説明の中で、取扱業務の中で住民票の発行とか印鑑証明書以外にも、全部メモし切れなかったのですが、建築関係の申請書とか、いろいろやることあるみたいなのですが、そういったスキルを持った事者を選定する上で、この簡易型総合評価方式での事業者選定に際し、そのスキルを見る上での評価がどうされているのかを少しご説明いただきたい。

○提坂戸籍住民課長

まず、簡易型総合評価について簡単にご説明いたしますけれども、価格のみの競争になじまないものについて、事業の執行体制ですとか、過去の実績等、価格以外の要素を含めたものを総合的に評価して受託者を決定する方式によって、受託者の選定を行うものでございます。業務の質の担保と不良不適格企業の参入防止を図ることを目的としておりまして、予算額によって、こちらで公募するもの、指名するものと、ケースは分かれますけれども、まずは説明会を開いて、その事業の概要をご説明した上で、それに参加してみようという事業者の名乗りを上げていただきます。そちらについて、こちら側が指名をして、ヒアリング、審査会を行って、その上で、その事業者のやる気ですとか、実際の実績ですとか、個人情報を守る体制とか、そういうものがしっかりできているとか、そういうものを審査していただいて、そこで評価点をつけさせていただいて、最終的に評価点と価格点を総合して、一番高い得点になったところを受託者として決定するものでございます。

○塚本副委員長

そういう方式ののちとつて、一応、簡易と簡易ではないというのがあるのかなのか、その違いをもう一度、もう少し説明していただきたい。簡易型と簡易型でないというのは、どの程度の違いがあるのかをご説明いただきたい。

今回この総合評価方式で決定していくにあたって、こういうサービスコーナーの事務取扱いで、結構たくさんの事業者があるというお話もあったのですが、どういう類の業者、ほかのところでも経験をさ

れているようなところがやはり多いのかということ、沿革というか、どういった形の業者がこういうところに応募してきたのかということの説明をできる範囲でしていただければと思います。

○提坂戸籍住民課長

まず、簡易型総合評価方式ということで、簡易型というのがついておりますけれども、区で簡易型でないものは行っておりません。簡易型ではないというのはどういうことかといいますと、結局、主に設計業務等で総合評価を行う場合に、それなりのコストがかかっている場合があるので、そういう場合、選定する側が経費を出したりする、そういうケースを指していると考えてございます。こちらとしては、そういう経費は出さないで、簡易型総合評価という形で考えております。

あと、今回は内部で審査員を務めさせていただいておりますけれども、正式なものについては、外部による審査を行うということでございます。

あと、今回も複数社、指名をさせていただいているのですが、沿革というのはそれぞれでございまして、もともと区役所における戸籍のタイプ打ちの受託を行っている業者ですとか、区の業務とは直接関係ございませんが、パスポート、旅券関係の事業を行っているとか、登記簿謄本の作成・交付を行っているとか、そういうところに由来している業者が多いかと考えてございます。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ないようですので、本件を終了いたします。

(6) 「第28回 伝統の技と味／しながわ展」の開催について

○本多委員長

次に、(6)「第28回 伝統の技と味／しながわ展」の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山崎商業・ものづくり課長

私からは「第28回 伝統の技と味／しながわ展」の開催についてご説明申し上げます。

レジュメに沿いまして、1番、目的でございます。品川区の伝統的産業を区民に広く紹介し、区内の伝統的産業の振興発展を図るということで、非常に簡単に書いてありますので、少しフォローをさせていただきます。

伝統工芸と申しますのは、100年以上前から受け継がれた伝統的な技術あるいは技法により製造された伝統工芸品を指しますが、こうしたものは、その土地土地の風土あるいは歴史に育まれた、親しみやすさ、あるいは優れた機能性など、今、現代の日常生活に豊かさと潤いなどをもたらしているとともに、地域産業の発展あるいは文化の振興に寄与されていることから、目的に戻りまして、区でも振興を図るということでやらせていただいております。毎年、この展示会は恒例となっております。

日時でございます。今週の土曜日・日曜日でございます。27日（土）は午前10時から午後5時まで、翌28日（日）につきましては4時半まででございます。

会場は、きゅりあん7階イベントホールでございます。

主催は、私ども品川区と品川区伝統工芸保存会でございます。現在、保存会のメンバーの方々は27名の会員となっております。

本事業の予算額につきましては、5番でございますが、419万円ということで、内訳につきましては、会場等使用料、記載のとおりとなっております。

それから、6番、7番、出展者、主なイベントにつきましては、ホチキスどめで見にくいかもしれませんが、パンフレットで、見開きの内側をご覧くださいたくよろしくお願いいたします。

出展者は、下段の伝統の技実演者というところで、浮世絵摺りの伊藤太郎さんから、ずっと右側にまわりまして、和竿の大石稔さんまで、今回は22名の実演者でございます。

それから、その右に伝統の味ということで、それぞれ商店街で普段は活躍をされておりますが、お茶で小山の小澤商店から二葉の小川畜産まで、6店舗に協力をいただくことになってございます。

それから、パンフレットの左上で、1月27日、28日、両日10時にオープンをするということでございます。

その下でございます。お子さん連れの来場者の方も多いので、お子さん向けの木工細工、あるいは風船を使ったアート作品もつくってもらおうではないかということで、バルーンアートなどをやらせていただいております。

それから、中ほどで、ふれあい教室は抽選申込みでございますけれども、27日が、ワンポイント刺繍で日本刺繍、それから、ペンたてづくりで東京桐箆笥。日曜日につきましては、江戸すだれによるすだれランチョンマットですとか、和竿の竹ストラップという形で登場していただく予定になっております。いずれにしても、職人さんの直接指導による実技教室ということで、毎年、恒例でやらせていただいております。

そのほか、昼ぐらいには、この時期ですので甘酒を振る舞わせていただいたり、小川畜産にご厚意いただいて、コロッケなどを振る舞うということ。それから、邦楽演奏など、この時期に合わせて雰囲気盛り上げるという内容になってございます。

出展者、主なイベントにつきましてはご覧のとおりでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○藤原委員

基本的にきゅりあんの7階イベントホールを使っていますよね。予算なのですが、会場等使用料が入っているのですが、115万7,000円は、使用料という点で、どこからこういう数字が出てくるのでしょうか。別個に会場設営経費が入っていて、私もしながわ展に行きましたけれども、会場はいろいろ設営があるのはわかっているのですが、まず使用料についてお伺いしたいのと、使用料と設営で280万円ぐらいかかる、この辺についても教えていただけますか。

○山崎商業・ものづくり課長

まず、実際のきゅりあんのイベントホールの使用料そのものはもちろん含まれております。

それから、毎年、雰囲気を出ささせていただくために、イベントホールの入口に木の枠で門構えをつくったりとか、実演者の方々がイベントホールで一段高いところで、発表ブースといいますか、そうしたものを組み上げたり組み立てたりということ、それは委託をかける関係で、委託料なども含まれてこちらの金額になってございます。会場使用料と、そうしたことをお願いする委託料という性格のものがここに入っております。

○藤原委員

細かくてすみませんけれども、入口に枠をとか、それは設営経費ではないのですか。それも使用料なのですか。使用料というのは使用料ですよ、きゅりあん7階。設営料は設営料で、使用料に115

万7,000円もかかっているわけです。

○山崎商業・ものづくり課長

イベントホールにいろいろな機材を運び込むための運搬業者の委託料だとか、そうした諸々のものが「等」で含まれてございます。もともと組み上げるものは、区の備品として、中小企業センターの倉庫にありますので、そういったものを運送屋が運んで、きゅりあんに届けるというところで運搬委託をかけているのと、それから、それを形にして組み上げるための部分も委託として計上させていただいているところをもって、会場等使用料の「等」がそこに入っております。

○藤原委員

そういうものが会場設営経費ではないかという思いで聞いているもので、そうやって運搬して、いろいろなものを組み立てたり、それが設営でしょう。わかっていますか。

○山崎商業・ものづくり課長

会場等使用料というのは、車の賃借料ですとか、そうした諸々のものがありますので、内訳につきましては、後ほどお示しをさせていただきます。申し訳ございません。

○藤原委員

今までいろいろやっている施策の中で、イベントでも、こういう行事でも、会場使用料とかが出てくるのではないですか。見ていて、百何万円というのはあまりないですよ。だから、使用料は使用料でいいのです。だけれども、今ご説明してくださって、車で搬入だとか云々でつくっているという、一般的にそういうのが設営ではないですか。一般的には、と私は思うのです。だから、これだけ使用料という形で出るのがどうしてですかというのを伺っているのですけれども、課長の答弁でそれが全部入っていると切り切られてしまうと、そうなのですかとしか言えないんですが。

○山崎商業・ものづくり課長

る説明申し上げたのは、会場等使用料の部分で、会場設営経費と実演等委託料、これは伝統工芸の方々にお支払いするものが160万円と、その下の100万円弱という内容になっています。

○中塚委員

今回で28回目で、改めて東京の品川の中にこうした職人の方々の伝統的な工芸品や、また、技と味があるということは、すごく誇らしいと思っております。

品川区伝統工芸保存会の方々と一緒に実施をしているわけですが、さらに盛り上げていく、多くの区民や若い人にも触れていただける、そのためには、今後、どういう工夫や、今、課題になっていることがあるのか、お伺いしたいと思います。

私は、それぞれの方々がそれぞれに工房だったり作業をするところがあったり、そういうところにも、例えば今、観光も進めておりますし、また、大学生など、若いアイデアも入れて、もっとこの取組みが幅広いものになっていくことが大切かと思えます。一方で、保存会の方々も、世代継承というのでしょうか、次の若手を育てていくにもいろいろご苦労があるというお話も伺っておりますけれども、この「技と味／しながわ展」をもっと盛り上げていくにはどんなことが課題になっているのか、工夫が必要なのか、保存会の方からはどういうご要望があるのか、お伺いしたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長

課題と申しますのは、100年を超える伝統を守り続けているという意味では、長い間、同じものを愛着を持ってつくり続けているという継続さと、それから今の時代にマッチした周知・PRは何だろうというところで、保存会の方々と区でも、そこが一番の課題かと思っております。とりわけ東京オリ

ピックなども控えまして、日本の文化、品川の文化をしっかりとPRするための担い手として、それぞれの職人の方々も思われております。

そういったところを打破して、より一層、周知いただくために、非常に高価なものが多いものですから、身近に販路を、興味を持っていただくものを今はつくって、それぞれの方が手に取ってちょっと買ってみようと。和竿でしたら、大変高額な竿の一部をストラップにしたりということもやりますけれども、そうした部品といますか、着物のきれの端を使われて何かつくるとか、PRグッズと呼んでいますが、そういったものも考えながら、今の若い人たちにも、訪れた方々に訴求するようなものをつくってPRなどをしていこうということで、今、やらせていただいているところでございます。

○中塚委員

今、PRグッズの話もありましたけれども、年に1回のこの企画を通じて、そういう視点でさらに盛り上がっていきけるような、また、地域の方々とともに来訪者の方々にも触れたり接したり購入していただいたり、そういう方向でぜひとも進めていただきたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長

申し訳ございません、先ほどの答弁、会場等使用料の説明が伝わらなかった点で、きゅりあんのイベントホールの利用料と、それから、いろいろな備品をレンタルしているレンタル料で、そこはハードのものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ほかになれば、本件を終了いたします。

(7) 「事業承継フォーラムおよび永年継続事業所表彰式」の開催について

○本多委員長

次に、(7)「事業承継フォーラムおよび永年継続事業所表彰式」の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山崎商業・ものづくり課長

私から、事業承継フォーラムおよび永年継続事業所表彰式の開催のご説明をします。

事業承継フォーラムにつきましては、中小企業経営者等に対しまして、円滑な事業承継に向けた取組みの重要性等の意識喚起を図ることをもって、各企業の円滑な事業承継につなげるために、事業承継に係るフォーラムを今回実施させていただくということでございます。

それから、同時に、それぞれの企業がそうした事業承継を果たすことによって、永年にわたり事業を継続している区内事業所が、区内産業あるいは地域コミュニティへの貢献をされておりますので、こうしたことに対して区で敬意を表し顕彰することを通じまして、地域コミュニティの活性化を図るため、本表彰式を実施させていただくものでございます。

開催日時、場所につきましては、1月31日(水)になります。午後1時半から5時半で、こちらは品川産業支援交流施設の3回の大崎ブライトコアホールで実施する予定になっております。

内容につきましては、事業承継フォーラムからスタートさせまして、午後1時半からでございます。こちらは、事業承継にちなんだ基調講演で、ホチキスどめで2枚目になりますけれども、フォーラムのカラー刷りのものがあります。株式会社タニタの前経営者の谷田氏より、事業継承をテーマにご講演をいただきます。

つづいて、第2部はパネルディスカッションとしまして、パネリストとして、ファインの清水代表、こちらは中小企業の代表ということで、以前、メイド・イン・品川をとられた福祉系の歯ブラシですとか、誤飲防止のコップなどを製造しているところです。それから、株式会社平野屋堀江商店の堀江社長、こちらは商店街でスーパーを経営されているところで、商工両面から区の関係者と、それから、私どもも昨年度から事業承継事業を実施しておりますけれども、その事業実施のパートナーとしまして事業承継センターと組んでやらせていただいております。そちらの内藤代表と、品川区に合った事業承継の本音というところでやらせていただく予定になっております。

それから、1枚目のレジュメにまた戻らせていただいて、こうした後に、永年継続事業所表彰式が午後4時10分からとなっております。表彰事業所につきましては17事業所で、細かい内訳は別紙で五十音順に、本年度該当が17事業所と考えております。

それから、経費につきましては、327万円ということで、事業承継フォーラムの関係が155万円、永年継続事業所表彰式の式典の関係が171万円でございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

永年にわたって品川区内でご商売をされている方々に、本当に敬意を表したいと思います。あわせて今、事業承継事業が品川区でも始まっておりますが、その取組みの状況について少しご報告いただきたいと思います。ご相談だったり、実際の成立の件数であったり、どういう規模で今は進んでいるのか。まだ始まって間もない事業ではありますけれども、現状について伺いたいのと、こういう機会を通じて、多くの方にそういう事業の周知が広がったらいいと思いますが、現状を伺いたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長

事業継承の事業につきましては、昨年度からスタートをしまして、昨年度につきましては、広く事業承継の必要性ですとかを区内中小の皆様にご啓発するというのが第1弾となっております、地元の信用金庫などと共催する形で、信用金庫の顧客を、事業承継などで悩んでいる方々を逆に紹介していただくような形で、実態としてセミナーが生きる形のことをやらせていただいております。昨年も今年も同様でございますけれども、年間で5回ほど、そうした各信用金庫の店舗などの場を借りてやらせていただいております。今年度につきましては、延べ5回で、119名の経営者の方々に対してそうしたセミナーを行ったということでございます。

それから、そうした汎用的な周知も大切なのですが、もうそこではない、今現在悩んでいるような企業につきましては、専門家を派遣するようなことで、それぞれの事業者あるいは事業所なりのお悩みに答えるようなことをやらせていただいております。

4月から12月で28件、件数がございまして、例えば一番多い相談につきましては、会社の株式をどう処理していけばいいのだろうか、後継者の方そのものについて、税の問題だとか、そういったところを個別にやらせていただいております。

今年につきましては、それに加えて、現経営者の方をターゲットにした事業というところプラス、事業を承継する、受ける側の若い方々に、後継者塾という呼称をつけまして、そちらの方を募りまして、今は20名ほどで、秋口から、今週もまたあるのですが、20回ほど連続で同じ方に対して組んでいく、そういった特徴的な後継者塾をやりました。こちらは今、展開中で、まだ総括はできていない

のですが、途中経過ではありますけれども、参加して有意義だったという声もいただいているところでございます。

今、るるお話ししましたようなことで、事業承継はこれからの産業の活力を生む上ですごく重要な内容の仕事だと考えておりますので、一定、継続性を持ちながら、工夫を持って続けていく必要があるという形で捉えてございます。

○塚本副委員長

今のお話でご答弁をいろいろお聞きしていて、平成30年度予算は国でも事業承継について予算がついてくる流れになっているかと思うのですが、私は事業承継で一番中心になるのは、後継者がいなくて事業がこのままだと続かない、廃業だと、ひいては雇用が消失していくというところかと思っていたのですが、今のお話だと、それだけではなくて、事業を後継される方がいるのだけれどもうまく承継できない。きちんと承継がされなくて、商売が傾く。そういうところを支援していこうというところもあるのかと思ったのですが、この事業のフォーカスしている狙いというのは、そういうことでよろしいのでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長

本事業の狙いにつきましては、例えば現経営者が非常に健全な経営をされて、収支上、黒字を計上していても、承継をする人がいないとか、そこがうまくいかないと、黒い状態で店を畳まなければいけない。いわゆる赤字倒産ではないのですが、廃業という手続きを踏んで会社がなくなってしまうというところでございます。そういう意味では、リーマンの頃には真っ赤な赤字倒産がすごく社会問題にもなったのですが、今、一定、経済が落ちついて、次なる問題は、今言ったようなところで、赤字の倒産はすごく減って、一方で景気の良さを表わす指標みたいに言われているところもあるのです。かえって黒字のまま、引き継ぐ人がいないことで会社がなくなってしまうのは、地域経済にとってみると、どちらも非常に影響が、要は活力が失われるものになってしまうと捉えておまして、そうしたことをある程度、計画的に備えていただくことを、行政としても支援をさせていただくようにやっております。

先ほどの例でいきますと、やはり後継者の不在で悩んでいらっしゃる方も、昨年秋にとったアンケートでは、区内では、比率で言いますと23.5%ということで、そうした理由が少ないわけではございません。ただ、同様のアンケートで一番高かったものについては、やはり事業の将来性とか後継者の育成とか、そちらのほうは課題のポイントとしては高いという数字もいただいておりますので、全く打つ手がない状態ではないというところを切り口にして、頑張りたいとは思っております。

○塚本副委員長

では、まずは安定的な事業承継、後継者がある程度見極められている場合、見通せている場合にはそれをやっといこうというところと、あと、ちょっと深刻なのは後継者がいないということがあります。

お伺いしたいのは、黒字で事業的に回っているのだけれども、それでも後継者が出てこない、任せる人が見当たらないというのは、どういう実態なのでしょう。いくらでもいるのではないかと思ったりもするのですが、どういう事業にそういう、黒字なのに後継者が出てこないところがあるのかを教えてくださいたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長

全て汎用的にデータを取得したという意味ではありませんが、いろいろ経営者の方に直接お聞きするのは、区内の中小企業の規模でいきますと、やはり20人を下回るような小規模事業所がかなりの比率で存在している、現状はそういう状況です。

そうしますと、家族内承継というのが普通は一般的で、例えば先々代のおじいさんの時代から自分の時代になって息子なりでつないでいくのが、ある意味一般的な、区内中小のモデルとしては結構あるのですが、若い世代につなぐときに、若い世代の方がもう既に別の事業を起こされたり、会社に就職をしてしまったりということで、今、私の時代でもう最後なのだということでやられていらっしゃる方も少なからずいらっしゃるという感じはしております。

○塚本副委員長

そうしますと、いわゆる公募で、一般にやりたい人ということで募るのは、なかなかそぐわないところなのか。そこはそういう方向で事業承継をより広く、自分の血縁の中だけでとどめたいという考え方を現経営者が変えていただくということは、なかなか確かにすんなりいかないという気もしないでもない、それは先ほどの株式の問題とかになるのかもしれないのですけれども。そういうところで、いわゆる後継者をどのように見つけていくか、指名していくかというところでの、現段階での展開なりを教えていただければと思います。

○山崎商業・ものづくり課長

先ほど説明した事例は、私が直接お話を聞いて、そういった事例が多いということをご紹介させていただいたのですが、そうした経営者に対して、区がいろいろ事業化して、セミナーを行って、意識改革と言うと非常に僭越で失礼なのですが、要は社長の取り扱っている製品ですとか部品、高品質、高技術によってもたらされている効果は、やはり区内中小企業の皆さんに多いのです。それは会社1つのものではなくて、区内産業の活力のためにも継続をさせていただくことが区としても必要ですと、社会性のあるお仕事をされているというところをセミナーなどで訴えまして、少人数職場ですけれども、いわゆる家族ではありませんが、後継者の方に譲ることも一つ考えようではないかという意識改革に持っていくような流れもつくってまいりたい。あるいは、現状でそういったことにも挑戦させていただいている状況にはあります。

○本多委員長

よろしいですか。

ないようですので、本件を終了いたします。

(8) 「品川情報クラスターフェア2018」の開催について

○本多委員長

次に、(8)「品川情報クラスターフェア2018」の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山崎商業・ものづくり課長

私のほうでは、品川情報クラスターフェア2018の開催についてご説明をさせていただきます。

目的でございます。区内（五反田・大崎エリア）に、IoTあるいはAI等の新たな情報通信技術に係るIT企業などの集積が見られておりますことから、当該情報通信事業者の交流、あるいは連携の促進による新しいビジネス・新しいサービスの創出を図っていこうということでございます。また、こうしたイベントを通じて、品川区のこのエリアを中心としまして、新たなイノベーションを生む情報通信業の一大拠点都市として品川区をPRすることで、区へのさらなる企業立地の促進を図ってまいりたいということでございます。

品川情報クラスターフェアの開催につきましては、平成30年2月2日（金）午後2時から7時半で

ございます。会場は品川産業支援交流施設（SHIP）の3階を予定しております。

主催につきましては、私ども品川区と、IT企業などで構成する品川情報クラスター実行委員会でございます。それから、東京商工会議所品川支部と共催をさせていただくことになっております。

品川情報クラスターフェアの主な内容につきましては、基調講演をやらせていただいて、企業交流会という内容になっております。カラー刷りのパンフレット、またホチキスどめになって見にくくて申し訳ないのですけれども、ご覧になっていただきたくよろしくお願いたします。

内側にいろいろ企業名等が出ておまして、こちらは来街者を迎える出展者リストで、今年度、区といろいろ関わりのあったIT企業を中心に出展者を募っております。左側のページにつきましては、公的な産業支援の関係の中小企業振興公社でありますとか、それから今、産学連携にも同時に力を入れておりますので、区内の産業技術大学院大学などをはじめ、各大学の出展も一緒にやらせていただく予定になっております。

それから、るる企業名がありますけれども、例えば左側の下から3つ目の株式会社アベリオシステムズと申しますのは、この6月に品川区で、IT系のソフトウェア開発の開発助成事業の該当企業であります。その下のm plus plus株式会社につきましては、広町工場アパートに入っていらっしゃる企業であります。一番下につきましては、東京商工会議所の武田会長の大崎コンピュータエンジニアリングでございます。右にまいりまして、そうした新製品開発の関係が2行目のクレアクト、そして中段のピノーという会社につきましてはメイド・イン・品川の認定、等々です。

こうした企業を中心に、品川の情報クラスターの集積に応じて、区としても交流を創出するために、こうしたクラスターフェアをきっかけに、これから品川の産業の中心的な、あるいは核になっていく分野にも資するために、この辺のところをしっかりとやっていきたいということでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

よろしいでしょうか。

ないようですので、本件を終了いたします。

(9) 「ウーマンズビジネスグランプリ2018」の開催について

○本多委員長

次に、(9)「ウーマンズビジネスグランプリ2018」の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山崎商業・ものづくり課長

ウーマンズビジネスグランプリ2018の開催についてご説明を申し上げます。

武蔵小山創業支援センターの事業の一環として、優れたビジネスプランを発掘し適切な支援を行わせていただくことで、女性起業の成功事例を輩出するというところでございます。また、優れたアイデアを持つ女性の区内での創業を促進することをもって、区内産業の活性化を図るものでございます。

今年につきましては、開催日時・会場につきましては、2月25日（日）午後の時間でございます。会場は、品川産業支援交流施設3階のホールを利用させていただくということでございます。

それから、本事業の概要につきましては、特に区内の女性起業家のみをコンテストの募集の対象ということではなく、全国に募集を広げてやらせていただいております。

3. にいろいろ細かいスケジュールを書いております。エントリーの募集につきましては、昨年の秋、9月から12月13日までやりました。全国から78件のエントリーがあり、(2)具体のプランの提出が12月16日で締切りをしまして、提出プラン数が55件でございました。ちなみに、このうち21件が区内の方でございますので、率にしますと大体4割でございます。(3)書類審査で、提出のあった55件のプランのうち、22件が通過いたしました。これに対して、(4)プレゼン審査を13日にやりまして、22件から最終のプレゼン発表に向かうファイナリスト8名ということで選定をさせていただいて、1月18日に通知をさせていただいている状況でございます。この8名によって、先ほどの2月25日の最終のファイナルの審査を経て、各賞が決定されていくという流れでございます。

4. 発表されるプランにつきましては、(1)から(8)で、例えば婦人服の視点でありますとか美容の関係など、女性らしさの視点による起業内容ということで、実際のプランの内容と実現可能性などを加味した視点で審査が行われます。このうち(1)、(3)、(5)が区内の女性起業家からの応募の内容でございます。

それから、一緒につけておりますパンフレットをご覧くださいまして、パンフレット裏面の審査基準で、1から11まで、事業の内容を明確にイメージできるか、世の中の課題に対応して“あったら良い”と感じさせるか、というような、様々な視点で審査を行うことを考えてございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○藤原委員

このウーマンズビジネスグランプリなのですけども、毎年行っているのですが、私は、特別委員会等、予算、決算でも、品川区でやればいいではないか、何でもこういうふうには他自治体のところまでという話をしてきたつもりなのです。でも、こういう形でやっていくという意味において言うならば、品川区でなくてもいいわけですよ、応募は。そういうことを考えると、これこそもっとアピールして、こういうイベントが都市型観光の1つではないかと私は思っているのです。プラス、今の前の品川情報クラスターフェアで言うならば、情報通信業の一大拠点としてという形で位置付けてこれからやっていくのだということにおいて言うならば、それも都市型観光の1つになっていくと思うのです。

今日は課長から2つ説明がありましたけれども、そういう意味においての都市型観光という意味合いも私はあると思っているので、産業の振興という意味の課としての考えはどうかということと、もしよければ、文化観光の課長も、都市型観光という意味において、こういう施策をどう活用していくか、お考えがあるならば教えていただければ幸いです。

○山崎商業・ものづくり課長

女性の起業家を応援する意味で、いろいろなプランを、コンテストですので競い合いですね。そういう意味で、区内の起業家に限らず、素晴らしいコンテンツを持っている女性の方に全国から集まってきたら、コンテストを開催してきたということでございます。

当初は、確かに区民の方、先ほど率を申し上げましたけれども、全体のファイナリストのうち、1回目、2回目にあっては、8名中1人だけ、それぞれという状況でございました。最近では、先ほど申し上げたとおり、区民の方々の率、それから、コンテストを経て、いろいろ関係ができて、区内で起業に結び付いているという、ようやくそういったいい回転ができてきたということで捉えております。

そういう意味では、品川の武蔵小山の商店街もある、あの地域特性の中で、女性が女性らしいお店を出したり、いわゆる地域のイメージだとかブランディング、そういった意味では、都市型観光にも資す

る部分があるのかなと。

あと、情報クラスターでも、例えば情報産業の会社が今、区内で1,000事業所ぐらいあるのですけれども、その6割が大崎・五反田エリアに数としては実は集中している状況があります。それで、1,000ある会社は少しずつ増えているのではなくて、3年間で例えば250ぐらい廃業して、300ぐらいできているというように、すごく新陳代謝が高いエリアなのです。ちょっとずつ情報通信業が増えているのではなくて、250消えて300増えるという感じで増えている。

そういう意味では、ウーマンズもそうですけれども、いろいろな事業を起こす上で、先進的な、先駆的な、あるいは刺激的なものがあって、起業家の皆さんが集まってくるようなことというのは、ある意味、観光視点にも資するような、関係があるかと考えてございます。

○鈴木文化観光課長

ウーマンズビジネスグランプリ、それから先ほどの品川情報クラスターフェア、区外から多くの方が集まって、区の魅力である情報なり、グランプリなり、いろいろ楽しんでいただくという意味では、集客という面では観光に協力いただいて資するところはあるかと思えます。

ただ、都市型観光の特徴の1つに、地域の取組みで継続をして、区外から、特定の方ではなくて、広く楽しんでいただくというところがありますので、いろいろなウーマンズビジネスグランプリや品川情報クラスターフェアも、それをきっかけに品川を訪れていただいて、魅力を知っていただくという意味では、直接、観光事業と位置付けるのは、またいろいろ調整の必要があるかもしれませんが、連携してやることは効果があるかと思っております。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ほかになければ、本件を終了いたします。

以上で報告事項を終了いたします。

2 行政視察の報告書について

○本多委員長

次に、予定表2の行政視察の報告書についてを議題に供します。

既にお手元に配付しておりますが、視察先での説明および質疑応答、11月6日の委員会終了後に行いました報告会をもとに報告書を調製させていただきました。

このような形で、議長に報告したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ありがとうございます。

それでは、この内容で議長に報告いたします。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○本多委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○鈴木文化観光課長

私から、2点ご報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、お手元にチラシを用意しました。今年度の品川歴史館企画展のお知らせでございます。

チラシをご覧いただきまして、書いてありますように、今年の2月10日（土）から3月25日（日）まで、時間は9時から5時で、例年実施をしております企画展を開催いたします。

今年度のテーマが災害と品川ということで、このチラシにも、区内の画家の方、竹内重雄さんの大震災時の絵をポスターで今回は使わせていただきました。

裏面をご覧いただきたいのですが、第1部が「火事と品川」、第2部が「地震と品川」、第3部が「そして、これから…」と、3つの章立てで、今回、展示を考えております。この3部立ての展示の中で、主に江戸時代から大正期までの品川を襲った地震や火事、これについての当時の資料や実際の展示物、このようなものを展示しまして、区民の方に品川の過去の災害への対応、また、今後の災害対応に向けて、いろいろなことを感じたり、知っていただいたりできればと考えているものでございます。

それと、参考に、例年、歴史館の企画展は、歴史館収蔵の資料以外にも外部の資料をお借りするのですが、今回は品川区内に江戸消防記念会の第7区の総代の方がいらっしゃいまして、その方にご協力をお願いしまして、東京消防博物館での、江戸時代のポンプの展示物をお借りする話と、それから、江戸消防記念会で保存されているはしごやまとい、こういう資料も今お借りする相談をしているところでございます。区内の資源も、そのように資料がお借りできる場所なので、ぜひ多くの方にご来場いただければと考えております。

なお、この企画展につきましては、例年どおり内覧会を開催させていただきますので、区議会議員、それから区民委員会の委員長にはもうお話をさせていただきましたが、内覧会にご出席いただき、また、区民委員会の皆様にも別途ご案内を差し上げますので、お時間が許すときにまたお越しいただければと思っております。1点目は以上になります。

それから、2点目は口頭のご報告になります。荏原平塚総合区民会館、スクエア荏原でございますが、1階に利用者の方がご利用いただく喫茶コーナーがございました。もうご存じの委員もいらっしゃるかもしれませんが、12月いっぱい、運営をさせていただいていた会社が撤退をされました。形式としては区の施設ですので、行政財産使用料、家賃のような形でいただいて、そこで喫茶を運営していただいて収益を上げるという形でやっていたのですが、スクエア荏原の利用者の方のみがお客さんということで、コンサートとか、大きな事業があるかないかで、大分、お客様が増えたり減ったりということで、経営収支的にもうきつというところで、12月までで撤退というお話をいただきました。

現在、閉鎖、休止をしております。今後は、あそこに区の施設としまして、観光だとか地域のにぎわい、それから情報発信のような機能を持った区の施設として少し活用できないかということで、現在、来年度予算に向けて検討をしておりますので、また具体的な活用案等が固まりましたら、委員会でご報告させていただきたいと思っております。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

スクエア荏原のほうだけ伺いたいのですけれども、事情はよくわかりました。ただ、12月という意

味では、年末ではありますけれども、年度途中であると思うのですが、もともとの契約がどうだったのか。また、そこから見て、やむを得ないという判断に至った経過について、もう少しご説明いただきたいと思います。

また、今後の利用法のことについて、今は検討中ということではありますけれども、例えば中小企業センターの喫茶室も、一時、使えなかったのが、障害がある方の運営に変わって、今は戻っております。例えばこういうところも障害のある方の就労の場、訓練の場、そういう視点というのは持てないものなのか。ただ、大きいイベントのときと、そうでないときと、対応が中小企業センターとはちょっと異なると思うのですが、おそらく幅広く検討されているとは思いますが、現状の中で説明できる範囲でご説明いただきたいと思います。

○鈴木文化観光課長

まず、1点目の年度途中の撤退と契約関係ですけれども、先ほども申し上げましたように、基本的には行政財産使用の申請をしていただきまして、それを許可して、使用料、家賃に代わるもの、それをいただく形で、1年更新の申請をしていただいていたので、基本的には、いつまで継続してというような業務の契約とは違います。借りる側が理由がなくなったり、事情が変わって、申請の予定期限より早く借りるのをやめるという申し出になりますので、それ以降をこちらで、最後までとか、年度末までと、お願いとか強制はなかなかできないスタイルになります。

それと、事情ですけれども、先ほど申し上げたように、収支が釣り合わない。ただ、開設当初から、こちら側から個別に交渉して、お願いして、あそこを借りて喫茶を運営していただいたので、大分、ご負担をおかけしていたようで、これ以上の負担を持つのはもうきついというのが実情だと聞いております。

それから2点目の、中小企業センターの例のように、例えば障害のある方の就労の場というところがございますが、当初、あそこを純粋な喫茶として運営するときは、その案も考えたのですが、先ほど申し上げましたように、今回は観光の案内や情報発信、地域のコミュニティ、多機能の施設にしたいと考えましたので、単に喫茶をやって、それを就労の場にするというのは、今回の施設の活用のいろいろな多機能という面では難しいかと考えております。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

ほかになれば、本件を終了いたします。

ほかに、その他でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ないようですので、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後2時43分閉会